



2025年3月27日

各位

会社名 株式会社プロトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人
電話 052 934 2000

(開示事項の変更) 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年3月14日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、2025年5月中旬頃に開催予定の臨時株主総会に係る基準日を2025年3月31日(以下「旧基準日」といいます。)として設定することをお知らせしておりましたが、当社が、2025年3月21日付で公表した「株式会社フォーサイトによる株式会社プロトコーポレーション(証券コード:4298)の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」のとおり、株式会社フォーサイト(以下「公開買付者」といいます。)が、公開買付者による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における買付け等の期間を2025年4月4日まで延長したことに伴い、当社の臨時株主総会開催予定時期及びその基準日を変更するため、当社は、本日付にて、2025年5月下旬頃に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日を2025年4月11日に再設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年4月11日(金曜日)を基準日(以下「本基準日」といいます。)と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。これに伴い、旧基準日は利用しないことといたしましたので、取り消すことといたします。

(変更前)

- (1) 基準日 : 2025年3月31日(月曜日)
- (2) 公告日 : 2025年3月14日(金曜日)
- (3) 公告方法 : 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<https://www.proto-g.co.jp/IR/library.html>

(変更後)

- (1) 基準日 : 2025年4月11日(金曜日)
- (2) 公告日 : 2025年3月27日(木曜日)
- (3) 公告方法 : 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<https://www.proto-g.co.jp/IR/library.html>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が、2025年2月4日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年3月21日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及び当社の株主である株式会社夢現(以下「夢現」といいます。)横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏(夢現、横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。)それぞれが所有する当社株式の全て(以下「本不応募合意株式」といいます。)を除きます。)を取得できなかった場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、2025年5月中旬頃に臨時株主総会を開催予定として、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月31日を基準日として設定しておりましたが、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を再設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定し次第改めてお知らせいたします。

他方、()本公開買付けが成立しなかった場合、又は、()本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上